

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等に係る総合評価方式の運用

滋賀県土木交通部（出先機関を含む）が発注する総合評価方式による工事・業務においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等への対応のため、令和 2 年 5 月 1 日以降入札公告の案件について、当面の間は以下のとおり取り扱うこととします。

■業務委託

③配置予定技術者の実績

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等への対応として一時中止等を行ったことによる履行期間の延長（以下、「一時中止等による履行期間延長」）により引渡し日が入札公告日の前日以降となった業務については、引渡しが完了したものとみなし、実績として評価する

⑤配置予定技術者 CPD

- ・評価基準日（申請する CPD 取得期間の最終の日）を入札公告日の属する年度の前年度の 4 月 1 日から技術提案書の提出締切日までとし、前年度の 10 月 1 日からとしていた対象期間を 6 か月緩和する

⑦企業の実績

- ・一時中止等による履行期間延長により引渡し日が入札公告日の前日以降となった業務については、引渡しが完了したものとみなし、実績として評価する

※その他項目については、取扱いの変更はしない

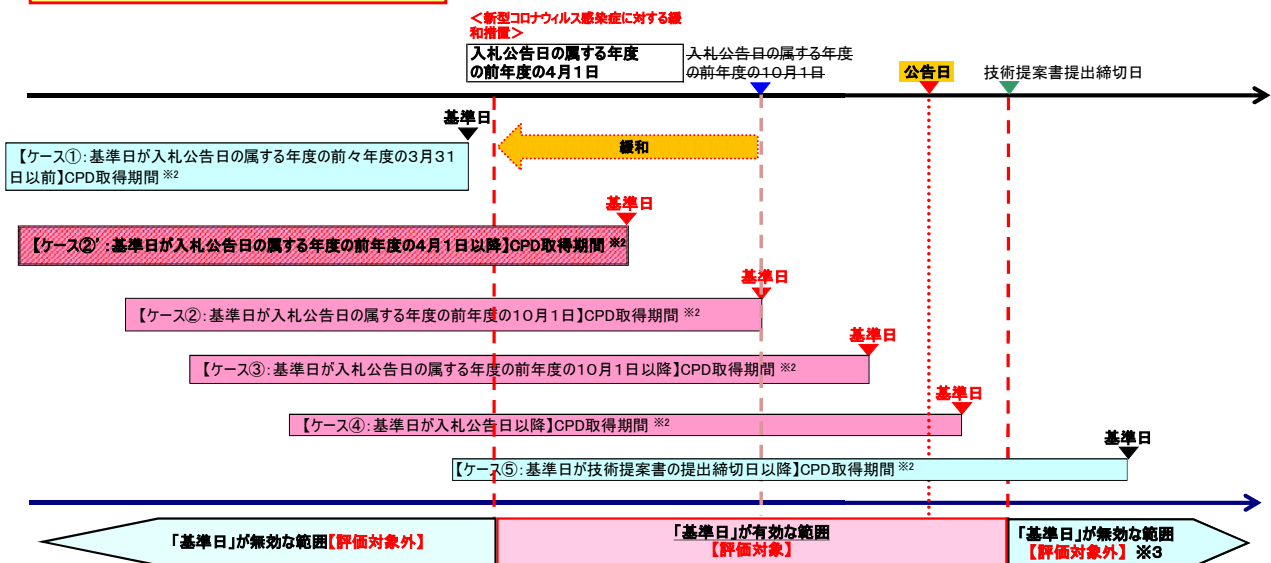
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため一時中止を実施した工事・業務委託の取扱い 【工事・業務委託】

・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一時中止を実施した工事（業務委託）については、一時中止を実施する前に予定していた工期・履行期間をもって工事が完成し、引渡しが完了したものとみなします。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための一時中止の実施以降、新たな理由により工期・履行期間を延期した工事（業務委託）については実績としては認めません。

区 分	令和元年度			令和2年度	
	2月	3月	4月	5月	6月
(例)				5/7 ● 発注工事・業務委託の公告日	
当初 (一時中止前)	4/30				
変更 (一時中止)		3/2 3/15		5/1 5/14	
	一時中止			公告日の前日までに引渡し完了した工事・業務委託の実績として認める	
	※ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止による一時中止以降、新たな理由により工期を延期した工事は実績として認めない				

配置予定技術者等CPDの評価^{※1}の考え方

「基準日」は、申請するCPD取得期間の最終の日とします。



※1 技術者等CPDの確認は、各団体が発行する証明書でのみ行うものとします（個別の講習会等の受講証明書による申請は不可）。
 ※2 「CPD取得期間」は、前項の発注者が指定した団体がそれぞれ定めている期間をいいます。
 ※3 「基準日」が技術提案書提出締切日以降の証明書は評価対象外とします。